

# 南国市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

南国市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 南国市全域

#### (1) 現況

本地域は、高知県の中央に位置し、地形は東西に短く南北に長い。南部は太平洋に面し、高知平野の3分の1を占める穀倉地帯であり、主に水稲栽培が行なわれており、温暖な気候を利用した施設園芸も盛んである。また、北部は四国山地を背負う里山地域であり、棚田等において水稲栽培が行なわれている。傾斜地が多いなどの立地特性から、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。さらに、近年、消費者のニーズは多様化し、環境に対する意識も高まっていることから、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。このことから「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」「環境保全型農業の取組」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

#### (2) 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。更に、本地域の実情に応じた環境保全型農業の取組への支援を行うことにより法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	南国市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②		
③		

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域**

設定しない。